

障害者を多数雇用する事業者を優遇します！

～長岡市障害者多数雇用事業者からの物品等の調達制度～

令和6・7年度 登録事業者（障害者多数雇用事業者）募集！

《障害者多数雇用事業者からの物品等の調達制度とは…》

市が物品購入や役務提供などを契約する場合に、障害者を多数雇用している登録事業者から積極的に調達する制度です。

令和6年度～令和7年度の登録事業者（障害者多数雇用事業者）を募集します。



【対象となる事業者（障害者多数雇用事業者）】

次のすべてに該当する事業者で登録を受けた者

- ・ 長岡市の物品又は役務に係る「入札参加資格者名簿」に登録されていること。

注：令和6・7年度の入札参加資格審査申請書を提出し、令和6年4月からの「入札参加資格者名簿」に登録されることが必要です。

- ・ 市内に本店を有する中小企業者であること。
- ・ 企業全体及び市内の事業所における障害者雇用率が、ともに年間（過去1年間）を通じ2.5%以上であること。（法定雇用の義務付けがない事業所については、障害者1人以上を雇用していること）

【対象となる調達】

物品の製造の請負、買入れ若しくは借入れ又は役務の提供

（調達の例：印刷、文房具・事務機器、電気機器、清掃、クリーニングなど）

※ 建設工事関係のものは含まれません。

【登録のメリット】

(1) 随意契約

市で少額の随意契約※により調達を行う場合、契約の相手方とするように努めます。ただし1事業者が登録できる物品等の数は次のとおり。

市内の事業所における障害者雇用率 2.5%以上 5.0%未満	1種別の物品又は役務
市内の事業所における障害者雇用率 5.0%以上（かつ2人以上の障害者を雇用）	物品・役務合わせて2種別

※少額の随意契約ができる金額

- 製造の請負：130万円以下（R7年度～200万円以下）
- 財産の買入：80万円以下（R7年度～150万円以下）
- 財産の売払：30万円以下（R7年度～50万円以下）
- 役務の提供：50万円以下（R7年度～100万円以下）

(2) 指名競争入札

市で指名競争入札を行う場合、指名業者に選定するよう努めます。

(3) 登録事業者名を、市のホームページ等で公表します。

（登録申請方法は裏面）

【登録申請】 随時

登録を希望する事業者は、申請書に添付書類を添えて、長岡市商工部人材・働き方政策課へ提出してください（郵送による申請も可。）。申請期間終了後も随時受付します。

内容を審査し、後日文書にて結果を通知します。

◎ **提出書類**

- ・ 長岡市障害者多数雇用事業者登録申請書

(添付書類)

- (1)定款（個人事業主は除く。）
- (2)会社概要（パンフレット等）
- (3)登録物品又は役務の概要（パンフレット・写真等）
- (4)雇用している障害者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
- (5)①申請時に障害者が就業している場合・・・雇用保険被保険者資格取得時に公共職業安定所から交付される「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」（公共職業安定所において印字されたもの）の写し
②申請時に障害者が離職している場合・・・雇用保険被保険者資格喪失時に公共職業安定所から交付される「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）」（公共職業安定所において印字されたもの）の写し

※ 申請書は人材・働き方政策課、契約検査課にあります。また、長岡市のホームページから入手できます。（<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate16/cyoutatsu.html>）

【登録の有効期間】 登録日～令和8年3月31日(火)

※ 登録の有効期間中に、申請書に記載された障害者の雇用状況等が変更になった場合は届出が必要です。障害者多数雇用事業者に該当しなくなった場合は、登録を取り消します。

※ 有効期間中に障害者の雇用状況等の確認のため調査を行う場合があります。

【公表】

登録した障害者多数雇用事業者の名簿を作成し、公表します。また、本制度による契約の締結状況を公表します。

【問い合わせ先】

商工部人材・働き方政策課（大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト6階

電話 0258-39-2228、FAX0258-36-7385)

※「入札参加資格審査申請に関すること」

財務部契約検査課（大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

電話 0258-39-2210、FAX0258-39-2276)

長岡市長 様

住 所
商号又は名称
代表者名

長岡市障害者多数雇用事業者からの物品等の調達に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

会 社 概 要	商号又は名称	
	代表者名	
	所在地	
	電話番号及びFAX番号	電話番号（ ） — FAX番号（ ） —
事 業 概 要	営業種目	
	資本額・出資総額	千円
	長岡市入札参加資格者番号	
登録を希望する 物品又は役務	登録を希望する物品の営業 種目（大分類）又は役務の業 種	
担 当 者	部署・職名・氏名	

【添付資料】

- (1) 定款（個人事業主を除く。）
- (2) 会社概要（パンフレット等）
- (3) 登録物品又は役務の概要（パンフレット・写真等）
- (4) 雇用している障害者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
- (5) 申請時に障害者が就業しており、かつ、雇用保険に加入している場合・・・雇用保険被保険者資格取得時に公共職業安定所から交付される「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」（公共職業安定所において印字されたもの）の写し

※申請時に障害者が離職している場合は、雇用保険被保険者資格喪失時に公共職業安定所から交付される「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）」（公共職業安定所において印字されたもの）の写し

障害者雇用実績計算書									
障害者雇用 数算定年月 (申請日の 属する月を 含む直近の 12月)	企業全 体での 障害者 雇用率	A. 市内の事業 所で雇用し ている「常 用労働者 数」+「短時 間労働者数 ×0.5」+ 「特定短時 間労働者数 ×0.5」	市内の事業所における障害者の雇用状況					G. 障害者数 B×2 +C+D+ E×0.5 +F×0. 5	障害者雇用率 (G/A×100) ※小数点 以下第3位 切捨て
			常 用		短 時 間		特定短時間		
			B. 重度の身 体・知的障 害者の実 数	C. B以外の 身体・知 的・精神障 害者の実 数	D. 重度の身 体・知的障 害者の実 数	E. D以外の 身体・知 的・精神障 害者の実 数	F. 重度の身 体・知的障 害者及び精 神障害者の 実数		
年	月								%
	月								%
	月								%
	月								%
	月								%
	月								%
	月								%
	月								%
	月								%
	月								%
	月								%
	月								%

※障害者数又は障害者雇用率を満たしていない月がある場合、その理由を具体的に記載してください。

【備考】

- 常用労働者とは、「雇用期間の定めがなく雇用されている労働者」及び「一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者（1週間の所定労働時間が30時間以上のパートタイム労働者を含む。）のうち、雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者」をいいます。
- 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、当該事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、20時間以上30時間未満である常時雇用される労働者をいいます。短時間労働者1人の雇用をもって、0.5人を雇用しているものとみなします。
- 常用労働者である重度身体障害者又は重度知的障害者については、それぞれ1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとみなします。
- 短時間労働者のうち、重度身体障害者又は重度知的障害者については、それぞれ1人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとみなします。
- 短時間労働者のうち、(4)以外の身体障害者若しくは知的障害者又は精神障害者については、それぞれ1人の雇用をもって、0.5人の障害者を雇用しているものとみなします。
- 特定短時間労働者とは、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者であり、当該事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、10時間以上20時間未満である常時雇用される労働者をいいます。特定短時間労働者1人の雇用をもって、0.5人を雇用しているものとみなします。

長岡市障害者多数雇用事業者登録申請書（記入例）
《表》

会社概要	商号又は名称	入札参加資格者名簿に登載されているものと同じであること
	代表者名	
	所在地	
	電話番号及びFAX番号	電話番号（ ） - FAX番号（ ） -
事業概要	営業種目	企業としての主な営業種目を記入
	資本額・出資総額	千円
	長岡市入札参加資格者番号	※ 令和6・7年度の登載番号を記入。 ※ 入札参加資格審査申請中の場合は、「申請中」と記入してください。
登録を希望する物品又は役務	登録を希望する物品の営業種目（大分類）又は役務の業種	物品の場合は別紙営業種目表の大分類の品目を記入 ※市内事業所における障害者雇用率が5.0%以上で障害者2人以上雇用の場合は2種目登録できます。
担当者	部署・職名・氏名	当申請の担当者を記入してください

《裏》 企業全体の状況 市内の事業所における状況 申請者（会社の商号又は名称）

障害者雇用実績計算書		市内の事業所における障害者の雇用状況										
障害者雇用数算定年月（申請日の属する月を含む直近の12月）	企業全体の障害者雇用率	市内の事業所における障害者の雇用状況							G. 障害者数 B×2 +C+D+ E×0.5 +F×0.5	障害者雇用率 (G/A×100) ※小数点以下第3位切捨て		
		A. 市内の事業所で雇用している「常用労働者数」+「短時間労働者数×0.5」+「特定短時間労働者数×0.5」	B. 重度の身体・知的障害者の実数	C. B以外の身体・知的・精神障害者の実数	D. 重度の身体・知的障害者の実数	E. D以外の身体・知的・精神障害者の実数	F. 重度の身体・知的障害者及び精神障害者の実数	G. 障害者数				
R5年	1月	2.5%	50人	1人						2人	4.00%	
R4年	2月	2.5%	50人		1人		1人			1.5人	3.00%	
	3月	2.5%	49人		1人	1人		1人		2.5人	5.10%	
	4月										%	
	5月	※過去12月の各月において、その初日における障害者雇用状況をすべて記入		(A~Fは、実人数を記載)								%
	6月										%	
	7月										%	
	8月										%	
	9月										%	
	10月										%	
	11月										%	
	12月										%	

※障害者数又は障害者雇用率を満たしていない月がある場合、その理由を具体的に記載し

※常用雇用で重度の身体・知的障害者(B)については、1人の雇用をもって、2人を雇用しているものとみなす。
※短時間雇用および特定短時間雇用は0.5人とカウントする。ただし、短時間雇用の重度の身体・知的障害者(D)については、1人とカウントする。

営業種目表

大分類		小分類		取扱品目例	大分類		小分類		取扱品目例			
コード	品目	コード	品目		コード	品目	コード	品目				
1	文具・事務機器類	A	用紙	コピー用紙、印刷用紙等 文房具 印鑑・ゴム印 複写機、パソコン、パソコンソフト、印刷機	10	教材教具	A	教材	学校・保育用教材等 ビデオ・DVD含む ピアノ、太鼓、フルート等 書籍、雑誌等			
		B	文具				B	パソコンソフト				
C	印章	C	楽器									
D	事務機器	D	図書									
2	家具類	A	家具	応接セット、学生机、イス等	11	スポーツ・遊具類	A	スポーツ用具	トレーニングウェア、シューズ・ブランコ、ジャングルジム等			
3	電気機器類	A	電気・通信機器	テレビ・ビデオ・DVD、電話機・ファクシミリ等			B	スポーツウェア				
		B	冷暖房機器	エアコン、温風ヒーター等	C	遊具施設						
		S	その他	上記以外の電気機器	12	雑類	A	贈答品	花瓶・銅器・茶器			
4	産業機器類	A	医療・介護機器	医療ベッド、浴槽等			B	時計・貴金属	置時計等			
		B	理化学機器	各種分析・実験機器			C	盾・トロフィー	盾・カップ等			
		C	計測機器	音響・気象・測量用機器			D	日用雑貨	清掃用品、家庭金物、荒物			
		D	写真機器	カメラ、双眼鏡等			E	選挙用品	トイレトペーパー			
		E	食器・調理機	食器、オーブン、冷凍冷蔵庫等			F	表示板・プレート	住居表示用表示板、原動機付自転車標識等			
		F	厨房機器	消防・防災・水難機器			G	種苗	園芸用品含む			
		G	工事産業機器	建設・農業・水産・畜産・工作・繊維機械等			S	その他	バッジ、ネームプレート、徽章、電力供給等			
S	その他	上記以外の産業機器	13	印刷			A	カラー冊子(20頁以上)	報告書、計画書等			
5	薬品類	A					医療薬品	ワクチン、注射器等	B	モノクロ冊子(同上)	報告書、計画書、予算書等	
B	工業薬品	活性炭、プール用薬品	B	農薬			除草剤、肥料、飼料	C	パンフレット(20頁未満)	PR誌、事業概要等		
C	農業薬品	除草剤、肥料、飼料	S	その他			上記以外の薬品	D	チラシ・リーフレット	一枚物の案内、PR物		
S	その他	上記以外の薬品	6	車両・船舶類			A	一般車両	自動車、自転車	E	ポスター	申請書、伝票(単式・複写)、封筒等 連続伝票、圧着式はがき、OCR等 住基カード、印鑑登録証、国保証等
7	燃料・油脂類	A			石油	ガソリン、灯油、重油、潤滑油 工業用ガス 床ワックス	B	特殊車両	除雪車、救急車、雪上車	F	事務用印刷物	
		B			プロパン類		C	タイヤ	G	フォーム印刷		
		C			ガス類		D	船舶	船外機、ボート等	H	カード印刷	
		D			ワックス類		S	その他	車両部品等	I	地図	
8	工事用材料類	A	鋼材	鋼材、鋼管、アルミ等	14	売却	A	一般車両	市有車の買取り			
		B	アスファルト類				アスファルト、コルタール等	B	特殊車両	市有特殊車の買取り		
C	セメント類	セメント、コンクリート、石灰	S	その他	上記以外の不用品買取り							
D	砂利・砕石類	砂、砕石	15	賃貸借業務	A	車両	車両のリース					
E	杭・ポール	境界杭、スノーポール等			B	OA機器	OA機器のリース					
F	看板	プレート、案内板、標識			C	プレハブ	プレハブ・倉庫等のリース					
G	諸材料類	木材、塗料			D	医療機器	医療機器のリース					
S	その他	防じん剤等			S	その他	上記以外のリース					
9	繊維・ゴム類	A			被服	作業服、消防制服、制帽、調理服、防寒服	9	繊維・ゴム類	A	被服	作業服、消防制服、制帽、調理服、防寒服	
		B			ナイロン・ゴム・革	雨衣、ゴム長靴・手袋、テント、シート、安全靴			B	ナイロン・ゴム・革	雨衣、ゴム長靴・手袋、テント、シート、安全靴	
		C	ビニール	ビニール手袋、ポリ袋	C	ビニール			ビニール手袋、ポリ袋			
		D	寝具・内装品	カーテン、暗幕、畳、布団、校旗	D	寝具・内装品			カーテン、暗幕、畳、布団、校旗			